

令和7年度 事業計画

廃棄物及び建設残土等の適正な処理を推進し、県民の生活環境の保全と県内産業の健全な発展に寄与し、社会の発展に資するため、次の事業を推進する。

1 廃棄物埋立処分事業

(1) 沖洲処分場

- ① 令和2年3月31日に徳島県への移管を終え、令和5年度をもって、集水井戸及び周辺海域の水質調査も終了した。

(2) 橘処分場

- ① 一般廃棄物については1市4町から、産業廃棄物は県内全域から、建設残土については県南部地域から、浚渫土砂は橘港、中島港、富岡港から受入れる。受入れに当たっては受入基準を遵守し適正な管理に努める。
- ② 令和5年6月に作成した「第3期地方創生・経営健全化計画」に基づき、これまでの経営改善計画による改善の成果を踏まえ、持続的な経営の健全化を着実に推進する。
- ③ 余水処理施設において老朽化が進行していることから、必要な修繕と更新を行い、適正な運転管理を確保し、安定した余水の処理を行う。
- ④ 水質調査については、原水、処理水及び周辺海域の調査を実施し、生活環境の保全を確認する。

(3) 徳島東部処分場

- ① 一般廃棄物については4市8町村（旧鴨島町を除く）から、産業廃棄物は7市12町村、建設残土は県内全域から、浚渫土砂は徳島小松島港、今切港、粟津港及び撫養港から受入れる。受入れに当たっては、受入基準を遵守し適正な管理に努める。
- ② 令和5年6月に作成した「第3期地方創生・経営健全化計画」に基づき、これまでの経営改善計画による改善の成果を踏まえ、持続的な経営の健全化を着実に推進する。
- ③ 令和6年度末に埋立率が約9割となる産業廃棄物容量については、令和8年度に浚渫土砂用の空き容量を振り替えて容量枠を拡大することとしており、これに先立ち、生活環境影響調査を実施する。
- ④ 余水処理施設や廃プラスチック類前処理施設において老朽化が進行しているため、必要な修繕と更新を行い適正な運転管理を確保するとともに、各施設の機能検査を実施し将来にわたる維持管理計画を検討する。
- ⑤ 水質調査については、原水、処理水及び周辺海域の調査を実施し、生活環境の保全を確認するとともに、水質汚濁の将来予測を行い、有効な対策を検討す

る。また、処分場内の水域で層別の水質調査を実施し、悪臭の予兆がある場合は適時に環境保全対策を講じる。

- ⑥ 処分場内においては、埋立の進行に伴い降雨時の水位上昇が著しくなることから、場内の雨水を直接場外に排出するため、陸地化した部分を完成形にする必要がある。令和7年度は、既存の埋立基本設計をチェックし必要な修正を行う。

2 公益活動

(1) 廃棄物適正処理推進事業助成

廃棄物の適正な処理を推進することにより、県民の生活環境の保全等を図るため、次の事業に対して補助金を交付する。

① ゴミゼロ推進事業

市町村が行う廃棄物の減量化等推進事業、環境教育・学習推進事業、その他の事業。

② 地域環境美化活動事業

徳島県内でNPO法人やボランティア団体等が実施する、不法投棄等の除去活動又は地域の環境美化活動のうち、30名以上の県民が参加し、徳島県及び市町村から推薦があるなど一定の要件を満たす事業。

(2) 情報公開の推進

廃棄物の処理に関する情報公開等について、引き続きホームページの活用などにより積極的に行う。